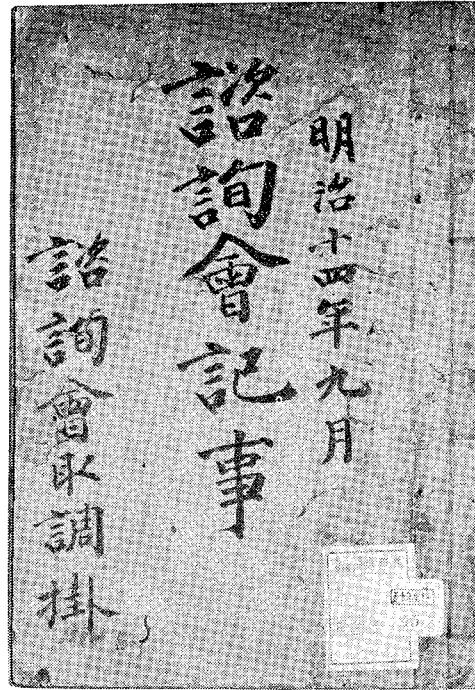


『諮詢会記事』

酒井豊



はじめに

ここに覆刻する『諮詢会記事』は、明治十四（一八八二）年八月に東京大学に設置された「大学諮詢会」（学内では単に諮詢会と称す）を担当した大学職員（諮詢会取調掛）の業務日誌である。

諮詢会はその設置理由を述べた文部省から太政官への伺書によれば、この年六月の東京大学職制の改正に伴って法理医文の四学部が一総理（従来は法理文学

部総理と医学部総理の連立体制）の管理下に置かれることとなったが、それによって規則上に関する事項が各学部間で均等を失うことのないよう、大学総理に各教員達の意見を諮詢させることが最も緊要であるとして設けられたものであった。

明治十二（一八七九）年四月十二日に東京開成学校と東京医学校の合併改称によって成立した東京大学は、同十四年六月十五日の職制改正まではこの旧来の二系統がそのまま組織形態、管理系統において残存するものであった。従って規則類の制定・改廃等についても、法理文三学部ものは同総理加藤弘之から、医学部ものは同総理池田謙齋から、各別個に文部卿の准允を得ていたのであり、また実際、四学部に共通に適用する規則類も大学内には無かったのである。そのような意味を含めて、この明治十四年の改正はその後の東京大学に対して組織や管理面での実質的な統一化を促すものとなったが、それにしても従来の二系統の均衡の調整ということは容易ならぬ問題だったのであって、それは遂には明治十九（一八八六）年の帝国大学への改組を俟たねばならなかったのである。

諮詢会の設置は東京大学事務章程の増補附加（明治十四年八月二十日付文部省達）によるものであるが、その増補された事項中に

第三項 諮詢会ヲ分テ総会部会トス総会ハ総理ノ諮詢スル大学及予備門ニ関スル事件ヲ審議スル所トシ部会ハ当該部長ノ諮詢スル其学部ニ関スル事件ヲ審議スル所トス

とあって、それが総理あるいは部長（学部長）の諮問機関であると位置付けて

いる。東京大学に置かれたこの諮詢会をはじめとして、この前後には関係者からの意見の聴取を目的とする様々な会合が、何々会、何々会議、何々議事などの名称のもとにいくつかの官省の管理下で国の中央・地方に開設されるのであるが、それらは少くとも形式的にはあくまでも諮問機関や審議機関として位置付けられていたのであって、つまりその監督者・統轄者・長に決定の素材を提供する程度の機能ないしは権限しか持たないものであった。後掲の『記事』から理解できるように、諮詢会においても総理個人がほとんど絶対的な決定権を掌握しており、それを議題の採択、議案の決定、会における決議の採否のすべてにわたって行使していたのである。このように諮詢会はその権限に一定の限界を有するものであり、大学の管理運営機関の実体を備えたものではなかったが、それは東京大学に初めて組織された教員の合議の場であって、教員達に対しては大学の管理運営への参加を初めて経験させるものとなったのである。このことは、特にそれが明治十七、八年に教授、助教授、講師のほとんど全員の参加形式を採るようになって一層重要な意義を持つと考えられるが、とにかく諮詢会は大学の管理制度史上において、後に法定される評議會や教授会の単なる先行的形態以上の性格を備えていたのである。

諮詢会に關説した先行研究は決して多くないが、その中で直接にここに覆刻する『諮詢会記事』に依拠したと思われる記述は『東京帝国大学五十年史』（昭和七年刊）と寺崎昌男氏のいくつかの論文程度である。この寺崎氏の近刊書『日本における大学自治制度の成立』（評論社）においては、『記事』が縦横に分析されるとともに関連資料が詳細に吟味され、諮詢会が大学の管理運営制度史上に占める位置が適確に示されている。筆者の拙論は次号に掲載予定の論文で述べることとして、ここでは諮詢会の運営の仕組と関係資料について触れたら。

諮詢会の組織としては前引の規程にあった総（惣）会と部会、それに四学部長の集合になる部長会があった。また審議方式には会員の直接参会によるものほか、議案を各会員に送付して異議があれば申出させる形式があった。諮詢

会取調掛は諮詢会に關する事務を担当するものとしてその設置後に急遽置かれた掛で、その時医学部監事であった三輪光五郎、東京大学四等書記で教務課兼庶務課勤務（大学本部は法理文学部の系統に属す）の富塚柳、文学部准講師の田中稲城の三名が、総会会員に対する発令のあった明治十四年八月三十一日と同日付で、それぞれ兼務を命ぜられた。彼等は総会とともに各学部毎に設けられた部会に關する事項をも扱ったのであり、その具体的な業務がこの『記事』に記載されているのである。

まず諮詢会に懸ける議題の発案は総理、部長をはじめとする会員、諮詢会取調掛（もしくは大学本部の事務各課）、その他が行う（Ⅰ）。次にそれが総理以外によるものであれば、取調掛は総理にそれを議題として採択するか否かの「裁可」を仰ぐ（Ⅱ）。裁可のあった議題について取調掛は議案を作成し（Ⅲ）、その文面について総理の「検印」を得る（Ⅳ）。諮詢会においてはこの議案を審議し議決する（Ⅴ）のであるが、この議決は総理あるいは部長からの諮詢に対する回答の議決であって、それは総理あるいは部長からの諮詢に対する回答の最終決定となるものであった。『記事』にはこのような仕組による諮詢会運営の実況が時には不完全ながら記されているのであるが、次にはそれに関連してこの最終決定が施行されるに到る過程を略述したい。

総理の決定が施行に直結するか、あるいは文部卿の准允や文部省達などを俟って初めて施行されるかは、東京大学事務章程（明治十四年七月二十九日付文部省達）に規定された総理の権限に關わる問題であって、そこには上款に「総理其意見ヲ具シ文部卿ノ裁可ヲ經テ然後施行スル事ヲ得」る事項が、下款に「総理專決施行スルコトヲ得」る事項がそれぞれ列記されている。即ち前者に属するものについては、今度は総理が文部卿の裁可ないしは准允を得て初めて施行に移し得るものとされ、後者に属するものはそのまま施行できたのである。更に述べるならば文部卿の権限は文部省事務章程に規定されており、そこには太政大臣に対する具状事項と文部卿の専決事項が列記されている。即ち太政大臣の裁可を仰いで初めて施行に移し得る事項もあったのであって、かくして総理

の専決事項外のものゝは文部卿の准允、文部省達、太政官達等によつて真に決定を見、施行されるに到つたのである。

『記事』は明治十四年九月二日(第一回諮詢会の開催日)から同十七年六月七日までの諮詢会取調掛の業務日誌であるが、後掲のように簡条書の簡略なものであること、必ずしもすべての業務を逐次欠落なく記載したものでないこと、十七年六月以降十九年二月までの記事がないことなどもあつて、それ以外の資料で補足する必要がある。まず人事関係であるが、『記事』の始めに列記されている会員は発足時および翌十五年二月までに選挙された総会の会員で(ただし本下廣次の被選挙月日は不詳)、それ以後に被選挙の総会会員と部会会員については、各年度の『職員進退録』と当時在職した教官の履歴書に依拠しなければならぬ。開催日については会員の私記録が一部にあるほかはこれまでに発見された資料は無く、このことは『記事』に部会に関する記載が少いだけに、諮詢部会の各学部内における位置の検討を不充分にするものである。審議事項に關しては文部省に上申して文部卿の裁可を得たものに限り、各年度の『文部省往復』や『文部省准允』の中に少数ではあるが諮詢会取調掛を経由したものであることのわかる何書が見られる。ついでながら『記事』には『検印簿』と『決議録』なる文書の存在を示す記述がある。前者は先の(Ⅳ)の段階のものであり後者は(Ⅰ)の段階のものであつて、ともに諮詢会の研究において必須の資料となるものと思われるが、大学の保存文書中にはそれらに相当するものは無い。強いて似たものを挙げれば明治十八年以降に『検印簿』なる簿冊群が存在しており、内容も総理(十九年以降総長)の検印で完了する案件を収録したものであるが、諮詢会取調掛との関係は判然としなぬ。

以上、諮詢会の運営の仕組や関係資料について述べてきたが、最後に『記事』原本の体裁、所蔵関係、それに覆刻上の要領などについて記したい。

『記事』の原本は半紙大の東京大学一四行青野紙五六枚を二ツ折にし、それに表紙を付して綴合わせたもので、現在は後記の事情により紺色布張りの帙に取められている。保存状態については、表紙に近い部分にやや虫喰ひがある

が、破損はほとんど無い。記載は一部(明16・12・25〜17・1・11)朱書であるほかはすべて墨筆によつて行われており、また蕪蕪版複写物の貼込みや配布資料類の綴込みなどは全くない。

原本は現在東京大学附屬図書館所蔵保管の「五十年史資料」中に収められている。この「五十年史資料」は、昭和三(三〇)年から同七年にかけて行われた『東京帝国大学五十年史』編纂に際しての収集資料を同書編纂室の解散後に附屬図書館に移管したもので、内容は刊本のほか、幕末から明治十年代(それも主に十四年五月以前)までの文書類の簿冊(大部分が副本、移管後に附屬図書館が追加した東京大学関係資料などからなつており、その中の和装本や簿冊はすべて紺色布張りの帙に収納されている)、『諮詢会記事』を含めて、「五十年史資料」には貴重な公式(もしくは準公式)の記録類が収められているが、それらがいかなる理由で大学本部の保存文書群から取り出されて別置されるに到つたかは不明である。

覆刻に際しては出来るだけ原本の表記を改めないよう努力するとともに次の要領によつた。

- 一 「諮詢会々員」部分の服部一三から櫻井錠二まで、原本には一から二十二までの数字が順不同で付されているが、これを省いた。また同部分の服部一三から箕作佳吉までに所属学部の目印として「三」あるいは「医」が記されているが、これも省いた。
- 二 記事の原本における位置を示すため、原本の各丁とその表裏の移り目に相當する部分の上部に、それぞれ(: a) (: b) を記し、その辺から : 丁の表・裏に入ることを示した。
- 三 記事の内容を補うため本文中に(1) (2) : 等を付し、末尾に簡単な注を施した。
- 四 訂正の書込みがある箇所は訂正文を採用した。
- 五 文字・句読点については次の基準によつた。
 - (一) 当用漢字体のある漢字は原則としてそれに改めたが、一部は旧字体を残

した。

(二) そのれない漢字についてはできるだけ原字を残したが、一部は止むを得ず正字に改めた。

(三) 片仮名については合字体を分離させた以外はすべて原本に従った。

(四) 脱字と思われるものは「」を付して適宜挿入した。

(五) 原本には読点はわずかに付されているが句点は全く付されていない。ここでは読点は原本に従うとともに、適宜句点のみを施して読解に便ならしめた。

(表紙)

明治十四年九月

諮詢会記事

諮詢会取調掛

(1 a)

諮詢会々員

服部 一三
入江 陳重

鳩山 和夫

菊池 大麓

矢田部 良吉

伊藤 圭介

岩佐 巖

(1 b)

(2 a)

(2 b)

(3 a・b)

記事なし

山川 健二郎

平岡 盛三郎

松井 直吉

三宅 秀

橋本 綱常

足立 寛

永松 東海

桐原 真節

榎邨 清徳

田口 和美

外山 正一

三島 毅

島田 重禮

村岡 範為

櫻井 錠二

小島 憲之

箕作 佳吉

小中 清矩

木下 廣次

(4 a)

九月二日

午前第十時ヨリ諮詢会ヲ開ク。其議題ハ給費ノ件ニシテ外山正一氏ノ出ス所ナリ。其言ニ曰ク給費ノ儀ハ此迄老人ニ付四ヶ年間貸与ノ成規ニ有之処此度文学部教則改正相成ニ就而ハ今ノ四年生ニシテ更ニ三年級ニ入り順次新課程ヲ履マントスル者ニ限り特ニ今年ノ給費ヲ増シ給テ五年分ヲ貸与致シタシ云々。会員之ヲ可トシ或ハ之ヲ否トシ反覆討論之末会ヲ散ス。時正午。

此日会員樫邨清徳、伊藤圭介、岩佐巖、平岡盛三郎ノ諸氏事故アリテ会セズ。

(5 a)

九月十二日

一文学「部」四年生ニシテ三年級ニ入り新課程ヲ履マントスル者ニ給費増貸ノ儀ハ相成ラザル事ニ決スル旨被達。廃案ノ事決議録ニ就テミル

(6 a)

一諮詢総会ノ義ハ会員悉皆招集可致管ナレドモ会員多クハ教導ヲ受持居多忙ニ付キ尋常ノ事件若クハ会議数日ヲ費スベキ見込有之事件等ハ議案ヲ私宅ヘ送達シ期日ヲ限り意見アラバ書面ヲ以テ其旨可申出。又時間ヲ限り教導引受居惣会員ハ特別重要之件ニ限り招集シ其他ハ招集セズ議案モ送達セザル旨被相達タルニ就キ直ニ達案ヲ作り総理ヘ差出ス。⁽⁵⁾
即日檢印済。

一撰科規則改正ノ儀被達。是又直ニ議案ヲ稿シ総理ヘ差出

『諮詢会記事』

ス。即日檢印済。右両案共全文ハ載セテ檢印簿ニアリ。就テミルベシ。

九月十三日

一諮詢総会々員悉皆招集セザルノ儀ハ書面ヲ以テ総会々員ニ達シ置ク。

(6 b)

一試業規則改正議案ヲ認メ総理ヘ差出ス。即日檢印済。全文ハ檢印簿ニアリ。

一村岡範為馳会員被加旨被達。

九月十四日

午後一時ヨリ部⁽⁶⁾長会ヲ開キ撰科規則并ニ試業規則改正ノ件ヲ議ス。多少之修正アリ。左ノ如シ。

(7 a)

撰科規則第十条ヲ第一条第二条ニ入レ第二条トシ其文一課目「ト」アルヲ二課目以内「ト」スル等。又試業規則但書中其受持教官ノ見込ヲ以テノ十一字ヲ削ル。巨細ハ決議録ニ就テミルベシ。

(7 b)

此日総理ヨリノ口達ニ総テ規則中ニ云々スルコトアルベシト云フ条々ハ一々諮詢会ニ問テ相決シ候間其旨心得置クベシト。午後三時半散会。
右両議案ハ即日総会々員ニ回シ意見アラバ其旨書面ニテ被申出度旨ヲ達シ置ク。

九月十六日

一寄宿舎規則ハ諮詢会ノ議案トナルベキ者ナレバ去ル十二日

(8 a)

ノ御達ニヨリ一通宛ヲ各會員ニ回シ意見アラバ十日ヲ期シ其旨被申出度旨達シ置。

九月十七日

予備〔門〕生二名本部へ仮入学之儀ニ付キ本会へ諮詢スベキ議案ヲ草シ差出ス。

九月十九日

(8 b)

一十七日差出シタル議案檢印済。

一入江陳重氏ヨリ兼テ廻達シ置タル撰科規則并ニ試業規則ニ就キ意見書出サル。直ニ総理并補助ノ閱ニ供ス。意見書ヲ見ヨ。

九月廿日

予備門生徒仮入学之議案ヲ各會員ニ回達シ置ク。

九月廿一日

入江陳重氏ヨリ廿日回達シタル議案ニ付キ意見書到来セリ。

九月廿二日

足立寛永松東海氏ヨリ廿日ノ議案ニ就キ意見書到来セリ。

午後一時ヨリ廿日ノ議案ニ就キ部長会ヲ開ク。原案之通ニ

決ス。決議録ヲ見ヨ。

此日櫻井錠二氏諮詢總會々員ニ被加。

九月廿四日

部会々員ヲ定メ総理同補助法理文各学部長ニ呈ス。即日檢印済。

九月廿六日

午後一時部長会ヲ開キ寄宿舎規則ヲ議ス。多少之修正アリタリ。第二章ヲ議了シタル時時刻三時半ヲ過ヲ以テ半途ニシテ止ム。修正ノ条々ハ決議録ニ就テミルベシ。

一予備門生徒体操一件ノ議案檢印済。

九月廿七日

(10 b)

一留学生派遣之儀ニ就キ本省へ回答書中成功之一条取調総理同補助及ビ各学部長檢印ノ上謄写シテ同省へ送ル。檢印簿ヲ見ヨ。

九月廿八日

一午後一時ヨリ部長会ヲ開キ寄宿舎規則ヲ議ス。

一諮詢總會へ付スベキ議案圖書課ヨリ何出ノ件檢印相済。

(11 a)

九月廿九日

一予備門生徒体操及ビ圖書課何出ノ二件ヲ議セン為メ来月三日諮詢總會ヲ開クコトヲ諸會員ニ通シ併せて議案ヲ送達ス。

九月卅日

(11b) 一本日午後一時ヨリ部長会ヲ開クベキノ処三宅服部ノ二氏故障アリ出席セラレザルニ就キ休会。

十月一日

(12a) 一図書課伺出前件改正シタル旨ヲ報シタルニ付キ又其文ヲ謄写シテ諸会員ニ通シ置ク。
一理学部会議案試案規則第四条但書追加并漢文学廃止ノ二件部長ノ檢印済。

十月二日 日曜日

十月三日

(12b) 一理学部会議案ヲ会員ニ送達シ明日午後一時より開会スル旨ヲ報シ置ク。
一午後一時ヨリ惣会ヲ開キ予備門生徒体操ノ件并図書課伺出之件ヲ議ス。前件ハ原案之通ニ決ス。後件ハ悉皆議決之運ニ至ラズ水曜日午後一時ヨリ引続キ同伴ヲ議スル旨ヲ各会員ニ報ズ。

十月四日

(13a) 午後一時ヨリ理学部会ヲ開キ漢学廃止ノ件并実験ノ業ニ附スル点数ノ件ヲ議ス。其決スル所ハ具ニ議決録ニ載ス。

『諮詢会記事』

十月五日

(13b) 午後一時ヨリ惣会ヲ開キ図書課伺出ノ件ヲ議ス。決議ニ至ラズ。仍テ修正シテ細則トナシ再議スルコトトナル。

十月七日

(14a) 一來ル月曜日総会ヲ開クコトト相成リタルニ就キ其議案図書課伺出ノ件閱覽室規則改正并目錄改調ノ二件及ビ学生転学之件ハ一ト纏ニシテ諸会員ニ廻送ス。

十月十日

(14b) 一午後一時より総会ヲ開キ七日諸会員ニ廻送シ置タル議案ヲ議ス。但目錄改調ノ件ニ及バズ。見決。議録。

十月十一日

一午後一時ヨリ部長会ヲ開キ寄宿舎節儉法施行ノ件ヲ議ス。原案ノ通ニ可決ス。三宅秀氏病氣ニ就キ会セズ。

十月廿一日

(14b) 一午後一時より部長会ヲ開キ寄宿舎規則ノ続キヲ議ス。

十月廿六日

一午後一時より部長会ヲ開キ寄宿舎規則ヲ議ス。

十月廿九日

- (15 a) 一 小島憲之總會并ニ理学部会ノ会員ニ撰挙セララル。
- 一 来ル卅一日総会ヲ開キ寄宿舎規則ヲ議スル旨ヲ各会員ニ報ジ并セテ改正議案ヲ送ル。

十月卅一日

- (15 b) 一 午後一時ヨリ諮詢總會ヲ開キ受業料減免ノ制限、撰科規則追加之ニ件ヲ議ス。尋テ寄宿舎規則ヲ議セントスル時入江陳重氏ノ發言ニヨリ生徒ヨリ舎中事情ヲ詳細ニ承知シタル上ニテ議事ニ掛ラントノ説出テ遂ニ各教員ヨリ其受持ノ生徒ニ尋問シ其言フ所ヲ参考シテ而シテ後會議ヲ開クニ決ス。且次会ハ来ル月曜日七日ト定ム。此日欠席ノ会員ハ

無断 鳩山和夫

〃 山川健次郎

〃 邨岡範為馳

教授差支 田口和美

〃 小島憲之

(16 b) 差支 橋本綱常

〃 桐原真節

島田、中邨、三島、伊藤、平岡諸氏モ亦会セズ。

右終テ三時ヨリ部長会ヲ開キ書目編纂ノ事件ヲ議ス。

十月八日

(17 a)

- 一 午後一時ヨリ諮詢總會ヲ開キ寄宿舎規則ヲ議ス。決議ハ決議録ニ就テミルベシ。此日欠席三宅永松ノ外医学部ノ会員并ニ中村、三島、島田、小島、伊藤、服部、菊池ノ諸氏。
- 此日寄宿舎規則ヲ議スル前医学部生徒ニシテ懲役ノ刑ニ処セラレタル者ニ卒業証書ヲ与フベキヤ否ニ就キ討論之末与ヘザル事ニ可決ス。

十一月十一日

- (18 a) 一 午後一時ヨリ總會ヲ開キ卒業論文ニ関スル議案并ニ寄宿舎規則ヲ議ス。前件ハ原案ニ可決ス。

欠席桐原ヲ除キ総医学部ノ会員其他鳩山、伊藤、岩佐、中邨、三島、島田、小島ノ諸氏。

十一月十四日

一 午後一時ヨリ總會ヲ開ク。

十一月十六日

一 試業点数ノ儀ニ就キ規則改正案諮詢總會々員ヘ廻附シ其意見アル向ハ廿二日迄ニ可申出相達シタリ。

十二月十九日

- (19 a) 一 図書館規則第十五条ハ十六年一月ヨリ実施セントスルニ付至急諮詢会員ノ意見ヲ承リタキ由申越シタルニヨリ前項ノ議案ヘ相添ヘ一回爾廻付シ廿二日迄ニ意見アル人々可申出

旨相達シ置タリ。

十二月廿三日

(19 b) 右議案ニ意見申出候モノ無之ニ就キ右ハ諮詢会ニ於テ可決シタルモノト認定シ認可可相成否伺出置タリ。

十五年

一月四日

右ノ議決ハ認可セラレタルニ就キ直ニ書籍ニ達シ置ク。

一月十七日

(20 a) 図書館規則ヲ議スル為メ来ル廿三日ヨリ惣会ヲ開ク旨ヲ會員ニ報シ併セテ議案ヲ送付ス。

箕作佳吉惣会并ニ部会ノ會員ニ撰バル。

一月十六日

(20 b) 是ヨリ先キ本科一年生一人予備門生四人先期ノ試験ニ合格セザル処受持教授ヨリ夫々申出之趣モ有之遂ニ当会ノ議案ト相成リタル処否トスルモノ少数ニ就キ原案通り假ニ昇級ナサシムルコトニ可決シテ総理ノ認可ヲ経タリ。此議案ハ書見ヲ申出サシメタリ。

(21 a)

一月廿三日

午後一時ヨリ総会ヲ開ク。午後当分ノ内月火水ノ日引続キ同会ヲ開ク。

一月廿五日

一月廿七日

右三日共図書館規則ヲ議ス。

一月卅日

(21 b)

入学在学退学規則改正追加共撰科規則追加及ヒ予備門入学規則改正案惣会ノ議案トスベキ檢印ヲ取ル。

一月卅一日

右議案ヲ會員ニ配付ス。

器械貸付規則檢印済。

二月一日

午後一時ヨリ図書館規則ヲ議ス。

二月三日

(22 a) 器械貸付規則総会議案トシテ會員并臨時會員ニ配付ス。臨時會員ハ渡邊渡、中沢岩太、西松次郎、野尻武助、多賀章人、信谷定爾、森春吉トス。

(22 a)

午後一時より総会ヲ開キ図書館規則ヲ議ス。

二月六日

午後一時より総会ヲ開キ図書館規則ヲ議ス。

二月八日

(23 a)

午後一時より総会ヲ開キ図書館規則ヲ議ス。

同日入学在学退学規則及ヒ予備門入学在学退学規則ヲ議ス。

二月十日

右両議案ノ議決ヲ上申シテ認可ヲ伺フ。

(23 b)

二月十三日

入学在学退学規則之方認可相成。

諮詢会議事規則ノ認可ヲ伺。

二月廿三日

諮詢会議事規則認可相成ル。

二月廿七日

(24 a)

是ヨリ先キ器品貸付規則医学部ニ而取調候タル処此程相済タルニ付檢印ヲ取り議案トナシ諮詢会員へ廻付ス。図書館規則議決認可相成ル。

三月一日

午後一時より総会ヲ開キ器品貸付規則ヲ議ス。臨時会員ハ

二月三日ノ条ニ記シタル数人之外医学部ニ而

原田 豊 介補考人大 西 秀 春

下山 順一郎 丹 波 敬 三

玉越 興 平 松 原 新之助

片山 国 嘉

三月六日

(25 a)

器品貸付規則第七条ヨリ第十条マデ議シ了ル。

三月八日

午後一時ヨリ総会ヲ開キ器品貸付規則ヲ議シ了ス。

三月十日

一器品貸付規則ノ決議案ノ認可ヲ伺フ。

(25 b)

三月十七日

一法理文学部入学在学退学規則改正及ヒ追加案ヲ諸会員ニ廻付ス。

三月

一 法理文学部入学生在学退学規則改正及ヒ追加案原案ニ決ス。

三月廿二日

(26 a)

図書館規則第九条改正議案諸會員ニ送付ス。

三月廿四日

一 予備門生徒懲戒之義ニ付捺印ヲ伺フ。

(26 b)

一 寄宿舎規則文部省ヨリ一応返却相成タルニ付其旨諮詢會員
へ通達スベキ文案ヲ伺フ。

三月廿五日

一 図書館規則第九条改正ノ認可ヲ伺フ。

三月廿九日

(27 a)

一 寄宿舎規則改正之義ハ今一度文部省より可取調旨申来候趣
ヲ諮詢總會々員へ通知ス。

一 図書館規則第九条改正之義認可済ム。

三月三十日

一 器品規則ノ議決案認可相成ル。依而其中删除ニ成リタル
条々ヲ諸會員へ通知ス。

(27 b)

四月十三日

// 十四日

一 政治学及理財学ニ関スル議案ヲ諮詢總會々員ニ頒布ス。

(28 a)

一 図書館追加案及医学部ニ於而明治八九年ノ間ニ下医等ニ採
用セラレタルモノニ学位ヲ授与スルノ議案ヲ諮詢總會々員
へ送布ス。

// 廿四日

(28 b)

一 文学部政治学理財学科第二年生一課目ノ点数足ラサルヨリ
落第シタレトモ右ハ全ク教員ノ右点数ヲ配リ置カサルヨリ
起リタルコトナレハ此度ニ限り特別之処置ヲ以テ同人ヲ昇
級セシムルノ議案ヲ諸會員へ送付ス。

(29 a)

五月十一日

法学生某閲覧室書籍ヲ携出シタルニ就キ処分ノ議決ハ認可
相成ラズ更ニ図書館規則第三十条ニ準シ処分スル旨総理被
相達タルニ就キ會員へ回章ヲ以テ通知シ置ク。

(29 b)

五月廿二日

従来学士ノ称ハ卒業證書ト共ニ之ヲ与フルノ習慣ニ候処此
度更ニ右習慣ヲ改メ卒業生ニハ唯卒業證書ノミヲ与へ学士
ノ称ヲ与フルニハ別ニ試験ノ方法ヲ設ル如何之議案ヲ議

ス。

五月廿三日

(30 a) 器品規則第八条及第十五条追加改正案ヲ諮詢会々員へ送附ス。

六月卅日

五月廿三日以後本日迄ノ紀事ヲ欠ク。

(30 b) 午前第十時諮詢部会 (理学部) ヲ開キ実験ノ業ニ関スル学年試業ヲ施行セサル云々ノ項ヲ議シ原案ニ可決ス。

九月卅日

(31 a) 諮詢総会議案仮入学生ニ関スル件并ニ撰科生ニ関スル件共總會〔員〕へ回付シ意見アラバ三日正午迄ニ以書面可申出旨ヲ回達。

十月二日

(31 b) 惣会議案研究生ニ関シ図書館規則改正之件惣会員へ回付意見アラバ五日迄ニ可申出旨達。

十月三日

仮入学生及ビ撰科生ニ関スル議案認可之伺ヲ差出シ置。

十月四日

右決議認可相成ル。

(32 a)

十月五日

図書館規則改正案ノ決議ハ今日檢印可相成之処部長中議論モ有之医学部長ヨリモ当直医介補之儀ニ就キ意見書出タルニ由リ今一度諮詢会議ニ付スベキ旨総理ヨリ達セラル。仍テ直ニ照會書ヲ医学部ニ送ル。

(32 b)

十月七日

医学部長ノ返書至ル。此日総理無出勤。

十月八日 日曜日

十月九日

(33 a) 医学部長ノ返書ニ就キ総理へ出シ再タビ照會書ヲ同部長ニ送ル。当直医ハ参考書五冊私借書五冊同介補ハ参考書拾冊ヲ貸付シ差支ナキヤ否ヲ問フ。

十月十一日

医学部返書来タル。異存ナキ旨ヲ回答ニ就キ議案ヲ調へ伺フ。十一日願。

十月十二日

(33 b)

一午後一時ヨリ理学部会ヲ開キ教則ノ改正ヲ議ス。

十月十三日

右決議認可相成ル。

図書〔館〕規則改正案捺印済。

同改正案決議認可相成ル。

昨日理学部長ヨリ教則改正委員ヲ撰ビ起草セシムルノ建議ヲ為ス。裁可相成。

(34 a)

十月十四日

図書館規則改正案ハ物会議案トシテ十六日午後一時ヨリ開會議定可相成筈ニ就キ右議案ヲ頒付シ此旨ヲ達シ置。

十月十六日

一右議案ニ就キ開會。終テ決議案認可ノ事ヲ伺置ク。

同日菊池ヨリ建議。研究生図書私借ヲ許スノ件ハ裁可相成ルヤ否ヤヲ伺置ク。

十月廿八日

菊池建議採用不相成。又図書館規則九条及廿一条改正之儀ハ原案之通り被相定諮詢会之決議ハ認可不相成。

(35 a)

十月卅日

右決議不認可之儀會員ヘ達置。

十一月十五日

法学部第一年課程改正之議案何書差出シ置ク。但法学部長同部會へ諮詢スルノ也。

十一月十六日

右議案写老通宛法学部会々員ヘ頒付シ意見有之向ハ來ル廿日迄ニ以書面申出可有之旨相達シ置ク。

(35 b)

十一月廿二日

一法学部会々員穂積菊池木下三氏集テ右學課ノ事ヲ議ス。其他ノ會員ハ何レモ廿日迄ニ意見申出ル者ナキヲ以テ同意ト見做ス。

(36 a)

十一月廿九日

給費規則改正之儀諮詢會議ニ附セラルベキヤヲ伺ヒ且右會日ハ來月六日午後一時ヨリト定メララルベキヤヲ伺ヒ置ク。

十二月一日

一右伺認可相成リタルニヨリ議案ヲ謄写シ諸會員ヘ廻付シ六

(36 b) 日開會相成ルベキ旨ヲ達シ置ク。

十二月五日

法学部学科改正之儀同部会ニテ議決シタル者認可相成ルベキヤヲ伺ヒ置ク。此日穂積氏ヨリ右議決案ヲ差出シタレバ也。

十二月六日

(37 a) 一午後一時ヨリ総会ヲ開キ給費規則改正案ヲ議ス。

十二月七日

一給費規則改正案ノ議決認可ヲ伺置。
法学部会ヲ開キ同部学科改定ノ事ヲ議決ス。案ハ載セテ議決録ニアリ。

十二月十四日

一予備門入学規則追加案諮詢會之議ニ可被附哉ヲ伺置ク。

十二月十八日

(37 b) 一右案尙通宛會員ヘ回付シ意見有之向ハ廿日正午迄ニ申出可有之旨相達シ置ク。

十二月廿日

一正午迄ニ意見申出タル者無之ヲ以テ右議案ハ認可可相成哉ヲ伺置ク。

(38 a)

十六年

三月十六日

給費規則第四条追加案總會ノ議ニ被付可然哉ヲ伺置ク。

三月十七日

右案檢印済。乃チ謄写シテ會員ニ頒チ來ル廿日ヲ以テ開議可相成旨ヲ報置ク。

三月廿日

(38 b) 例刻ヨリ會議ヲ開キ給費規則追加案ヲ議ス。了テ議決認可可相成哉ヲ伺置ク。

四月十八日

図書館規則第卅九条但書改正并第五十条但書ニ関スル議案本會ニ可被附哉ヲ伺置ク。

四月廿二日

(39 a) 右案檢印済。即チ謄写シテ會員ニ頒チ意見有之向ハ廿四日正午迄ニ以書面可申立旨相達シ置ク。

四月廿四日

右案ニ関シ異見申出ル者無之ヲ以テ原案之通認可相成(哉)ヲ伺置ク。

六月十二日

(39 b) 給費規則第八條改正ノ議案本会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ伺置ク。

六月十五日

右案老通宛會員ヘ頒付シ十八日迄ニ意見可申出旨ヲ達シ置ク。

六月十八日

右案ノ決議認可ヲ伺置ク。

(40 a)

八月六日

別課法学科規則本会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ伺フ。

九月五日

右案ニ付キ本日迄ニ意見申出タル者無之ヲ以テ議決認可ヲ伺フ。

九月廿四日

図書館規則改正案本会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ伺ヒ置ク。

九月廿七日

『諮詢會記事』

(40 b)

理学部第一年生課程改正案ヲ同部会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ伺フ。

九月廿九日

右案ハ會員ニ頒付シ十月三日迄ニ意見可申出旨ヲ達シ置ク。同日ニ至リ申出無之ヲ以テ原案認可ヲ伺フ。

(41 a)

寄宿舎幹理議員設置案總會ノ議ニ付セラルベキ哉伺ヒ置ク。

十月一日

文学部政治学理財学科第三年〔生〕課程増加ノ案同部会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ伺ヒ置ク。

十月八日

図書館規則改正案并寄宿舎幹理議員設置案各老通宛同會員ヘ頒付シ十一日午後一時ヨリ開會ノ旨ヲ報シ置ク。

(41 b)

十月九日

文学部政治学理財学科課程増加之案ハ同部会々員ヘ頒付シ十二日正午迄ニ意見可申出旨ヲ達シ置ク。

// 十一日

午後一時ヨリ開會。総理ノ都合ニヨリ十日ヲ繰替タル也。

此日動植物教場備書ヲ増シ安全ニ保存スル案取調委員并ニ法学部ニモ備付置クコトニ就キ委員ヲ置クコトヲ決ス。

(42 a) 政治学理財学第三年生課程増加案認可ヲ伺ヒ置ク。

// 十六日

例刻ヨリ総会ヲ開キ図書館規則ヲ議了ス。
又寄宿舎幹理議員設置案ヲ議了ス。

// 十八日

(42 b) 設置案ノ認可如何ヲ伺ヒ置ク。
文学〔部〕第三年生課程増加案ハ廃棄ニナリタリ。

十二月廿日

海軍中機〔関〕土権田正三郎ニ学位授与之議案ヲ添へ本会ニ付セラルベキ哉ヲ伺ヒ置ク。
一図書館規則第八條但書改正ノ議案相添へ本会ニ付セラルベキ哉ヲ伺置ク。

十二月廿一日

(43 a) 右二議案ノ檢印済。即チ謄写セシメテ會員ニ頒付シ廿四日午後一時ヨリ開会ノ旨ヲ報置ク。

十二月廿四日
午後一時ヨリ開会。権田正三郎学位授与ノ件及ヒ図書館規則改正之件ヲ議決ス。

(43 b) 十二月廿五日

法学部教場及動植物実験場備付図書取調委員ヨリ報告ヲ出ス。

// 廿七日

(44 a) 右報告ニヨリ図書館規則改正案ヲ調へ本会ニ下付セラルベキ哉ヲ伺置ク。又同規則第九條ノ次及ビ四十二條ノ次ニニヶ條追加案本会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ伺置ク。廿八日檢印済。即チ卅通謄写セシム。

十七年

一月四日

右謄写成ル。即チ會員ニ頒付シ且八日午後開会可相成旨ヲ報シ置ク。

// 八日

(44 b) 開会。右ノ二議案ヲ議決ス。

// 十一日

図書館規則改正増補案ノ議決ハ認可可相成(哉ヲ)伺置ク。
三月十一日
下付相成ル。

一月十四日

(45 a)
予備門本齋中学科卒業生入学規則但書追加之儀本会へ諮詢可相成哉ヲ伺ヒ置ク。

// 十九日

(45 b)
右議案十五日會員へ頒付シ十八日正午迄ヲ期シ意見有之向ハ申出可有之旨通達シ置タル処意見申出ルモノナキヲ以テ原案之通認可可相成哉ヲ伺ヒ置ク。

二月九日

予備門分齋課程改正案ハ本会之議ニ付セラルベキ哉伺ヒ置ク。
法学部撰科生別課へ転学之議案本会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ伺ヒ置ク。

(46 a)

二月十三日

右二議案ニ就キ本会ヲ開ク。後案ハ可決シ前案ハ決セザルヲ以テ十八日ニ延会ス。

『諮詢会記事』

// 十八日

本日午後開会ノ処何故カ突然中止相成リタリ。仍予備門分齋課程改正案へ遂ニ掛ニ返付シ置ク。暫ク記録

(46 b)

// 十九日

法学撰科生転学ノ議案認可ヲ伺置ク。
植物園規則追加改正之議案本会之議ニ付セラルベキ哉伺置ク。

二月廿九日

撰科生本科へ転入之儀本会へ諮詢可相成哉伺。

三月一日

(47 a)
右議案ハ廿八日會員へ頒付シ意見有之向ハ本日正午迄ニ申出可有之旨及通達候処意見書差出候者無之故原案之通り認可可相成(哉)ヲ伺置。尤モ三宅秀足立寛意見有之タレドモ寢業ニナリタリ。

// 五日

(47 b)

三学部撰科生本科へ転入之儀ニ就キ意見有之向ハ本日正午迄ニ申出可有之旨及通達置候処意見書差出候者無之故原案之通り認可可相成哉ヲ伺置ク。

三月廿八日

予備門課程改正案本会ノ議ニ付セラルベキ哉ヲ何置。

(48 a)

四月十日

本会ヲ開キ予備門課程改正案ヲ議ス。

入学試験方法取調委員ヲ置ク。当日臨時會員アリタリ。

委員 山川大沢

木下杉浦

神田外山

河上村岡

鈴木

(48 b)

四月十五日

博物場規則改正案ノ認可ヲ何置。

四月十八日

本会ヲ開キ予備門課程改正案及ヒ委員ノ報告ヲ議了ス。

// 廿二日

(49 a)

予備門課程改正案及ビ入学試験方法ニ就キ本会ノ議決ヲ認可可相成哉ヲ何置ク。

// 廿七日

法学部第四年ハ本年ニ限り卒業論文ヲ免スルノ議案ヲ何。

(49 b)

四月卅日

右議案ハ法学部会ニ於テ議決シタル処認可相成哉ヲ何置ク。

五月十六日

法理文学部試業規則并給費規則及ヒ予備門本覺試業規則改正之儀本会ニ被付ベキ哉何置ク。

五月廿日

撰科生正科へ転入之儀本会ニ可被付哉何置ク。

五月廿一日

総会ヲ開キ右二件ヲ議了ス。此日予備門教員ヲ以テ臨時會員ニ加フ。予備門規則改正案ヲモ議シタレバナリ。

五月廿二日

試業規則給費規則予備門規則及ビ撰科生正科へ転入之議決認可可相成哉ヲ何置ク。

(50 b)

五月卅日

(51 a) 四学部入学規則及ヒ予備門規則改正之義本会ニ可被付哉伺置ク。

六月二日

前件ニ就キ総会ヲ開ク。四学部第七条及ヒ予備門十四条ノ文字ニ就キ議論紛出シテ決セザルヲ以テ委員ヲ撰ミ文字ノ修正ヲ為サシムルコトニ決ス。

六月七日

(51 b) 採鉱学第三年生山田文太郎ノ第四年へ昇降之儀ニ就キ本会ヲ開キタル処降級セシムルコトニ決ス。

(52 以下) 記事なし

注

(1) 明治十四年十一月二十六日に「穂積」と改姓届出。

(2) 正字「山川健次郎」。

(3) 正字「櫻村清徳」。

(4) 正字「小中村清矩」。

(5) 加藤弘之、明治十年二月一日東京開成学校総理、同年四月十三日東京大学法理文学部総理、同十四年七月六日東京大学総理、同十九年一月十一日転元老院議官。

(6) 法学部長 明14・7・14〜同15・2・15 服部一三

明15・2・15〜同18・12・24 穂積陳重

理学部長 明14・7・14〜同19・3・9 菊池大麓

医学部長 明14・7・14〜同19・3・9 三宅秀
文学部長 明14・7・14〜同19・3・9 外山正一

(7) 石黒忠恵、明治十二年三月五日東京大学医学部総理心得、同十四年七月八日東京大学総理補助(十九年一月十九日まで)。

(8) 十月三日の記事。

(9) 二月十九日の植物園規則追加改正案。原本では二月廿九日の記事が上欄余白に記入されていて、二月十九日と三月一日が接続する。

(さかい ゆたか・百年史編集室)